

## 意見書案第1号

### 人命救助における携帯電話位置情報の柔軟な提供を求める意見書

近年、災害時の孤立、山岳遭難、認知症等高齢者の行方不明など、迅速な救助が求められる緊急事案が全国で増加している。こうした事案において、携帯電話の位置情報は、捜索開始地点を特定するための最後の手がかりとして極めて重要である。

しかし現行制度では、個人情報保護法等の解釈により、本人の要請がない限り、家族や親族が位置情報にアクセスすることは事実上できない。そのため、早期救助が不可欠な局面において、救助の初動が遅れる懸念が指摘されている。

消防庁を含む総務省は、災害時等における位置情報提供の運用改善を進めているものの、依然として救助機関からの要請を前提とした制度設計となっており、家族が直接迅速に位置情報を得られる仕組みは確立されていない。これでは、切迫した状況に十分に対応できているとは言い難い。

また、公表されている捜索・救助事案の中には、携帯電話や電子マネーの利用履歴すら取得できず、行動範囲の確定に時間を要した例も報告されており、位置情報取得の困難さが救助手段の選択や初動の遅れにつながる構造的課題が存在している。

位置情報は、制度と運用が整備されれば救命率の向上につながる可能性が高い重要な情報資源である。国においては、人命を最優先するという国家の基本的責務のもと、個人情報保護に十分配慮しながら、位置情報提供に関する制度及び運用を早急に見直し、誰もが等しく迅速な救助を受けられる社会を実現する必要がある。

よって、逗子市議会は国に対し、次の事項が実施されるよう強く要望する。

- 1 本人からの直接要請が困難な状況においては、家族・親族の要請に基づき、警察・消防などの救助機関を通じて、位置情報が迅速に提供される制度を構築すること
- 2 生命・身体に重大な危険が切迫していると認められる場合に救助機関が迅速に位置情報を要請・取得できるよう、個人情報保護法及び関連ガイドラインを改正又は整備し、明確、柔軟かつ実効性ある基準を定めること
- 3 家族・親族からの通報時に、救助機関が即応的に照会手続を開始できる体制を整備し、地域間での対応格差が生じないよう運用を徹底すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年2月27日提出

逗子市議会